## ◎新潟県告示第1365号

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号) 第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び 事務取扱区分(昭和60年4月新潟県告示第1334号)の一部を次のとおり改正し、平成30年1月1日から実施する。 平成29年12月26日

> 新潟県知事 米 山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が 引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部 分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しな い場合には当該改正後部分を加える。

改 後 ΤĒ 3 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀 3 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀 行を除く。)

公金の収納の事務を取り扱う店舗

名称	主たる事
	務所の位
	置又は店
	舗の位置
(略)	(略)
大光銀行の全店舗(新潟支店を除	長岡市
⟨⟨,)	
新潟信用金庫の県内全店舗	新潟市
(略)	(略)
新井信用金庫の全店舗	妙高市
(略)	(略)

- 4 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀 行に限る。)
  - (1) 公金の収納の事務を取り扱う店舗

名 称		位 置
株式会社ゆうちょ銀行	長野支店新	新潟市
	潟出張所	
"	長野貯金事	長野県
	務センター	長野市
<u>"</u>	東京貯金事	埼玉県
	務センター	さいた
		ま市

- (2) 取り扱う収納の事務の範囲
  - ア 自動車税及び個人事業税の収納の事務(株 式会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方 法による場合に限る。)
  - イ 自動車税 (新規登録時)、自動車取得税、自 動車保管場所証明申請手数料(車庫証明)及び 保管場所標章交付(再交付)手数料の収納の事 務(マルチペイメントネットワークを利用した 場合に限る。)

行を除く。)

公金の収納の事務を取り扱う店舗

名称	主たる事		
	務所の位		
	置又は店		
	舗の位置		
(略)	(略)		
大光銀行の <u>県内</u> 全店舗(新潟支店	長岡市		
を除く。)			
新潟信用金庫 <u>"</u>	新潟市		
(略)	(略)		
新井信用金庫 <u>"</u>	妙高市		
(略)	(略)		

- 4 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀 行に限る。)
  - (1) 公金の収納の事務を取り扱う店舗

名 称	;	位置
株式会社ゆうちょ銀行	長野支店新	新潟市
	潟出張所	
IJ.	長野貯金事	長野県
	務センター	長野市

(2) 取り扱う収納の事務の範囲

自動車税及び個人事業税の収納の事務(株式 会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方法に よる場合に限る。)